

第7章 グローバル化するデザイン

〔平成（平成元年（昭和 64 年）～20 年／1989～2008）〕

第1節 ボーダーレス社会とグローバルデザイン

1990 年代以降、世界においては、IT 革命の進展、通信技術の発達等を背景に、ヒト、モノ、カネ、情報の取引・異動がグローバル化し、国際的な大競争時代が到来した。イノベーションによる商品力の向上、一層のコスト削減、コアコンピタンス等が求められる中、我が国では、知的財産の重要性が認識され、知的財産を産業競争力の源泉と位置付けた戦略を構築することとなった。

デザインについては、欧米を中心に経営資源としての認識が強まり、デザインを国家事業とする国が増えた。また、アジア企業が競争力を急速に強め、中国、韓国等では、更なる高付加価値化を目指すため、デザインの戦略的活用への関心が高まった。我が国でも、デザインは競争の激しい分野や技術的に成熟した分野等における経営資源として、また、新しい生活環境の提案や地域らしさの確立の手法としてなど、様々な場面においてデザインの活用が図られるようになった。

インターネット等の普及により情報化社会がさらに深化し、様々な電子情報機器が登場したことから、その新しい機能やサービスに形を与えるというデザインの役割が認識され、テクノロジーやイノベーションとデザインとの関わりが強まった。また、製品の機能が高度化・複雑化するとともに利用者の身体機能とのギャップが拡大する問題や、少子高齢化の傾向を踏まえて、ユニバーサルデザインを意識した製品が様々な分野で登場した。さらに、地球温暖化など世界的な環境問題を受けて、エネルギー消費に配慮したデザイン等も重視されるようになった。

こうした中、2002 年 7 月に内閣総理大臣決裁で開催された知的財産戦略会議が「知的財産戦略大綱」を発表し、これに基づき「知的財産基本法」が同年 11 月 27 日に成立した。この法律は、「新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を基軸とする活力ある経済社会を実現するため、・・・知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進することを目的とする。」ものである。

意匠制度においても、企業活動のグローバル化や中国などアジア諸国の企業との競争といった経済的背景に加え、アジア諸国を中心とした模倣品被害の深刻化による審査処理促進の要請と、国際的な意匠保護の重要性の高まりを背景に様々な政策が推し進められた。

審査については、ペーパーレス計画、意匠登録 1 年化計画（DR1 計画）を推進するなどして、平均ファーストアクション期間（FA 期間）を約 7 月まで短縮した。意匠法については、平成 10 年に、より高いレベルの意匠の開発を促進すること目的として、創作非容易性要件の引き上げ、及び部分意匠制度や関連意匠制度の導入等の改正を行った。さらに、平成 18 年には、画面デザインを新たに意匠法の保護対象とする等の改正を行った。

また、各国との調和を図るべく、韓国、中国、欧州共同体商標意匠庁（OHIM）等の諸外国の知的財産権庁との意見交換を活発化した。

第2節 主な登録意匠

1 情報家電

全世界でデジタル化、ネットワーク化が進み、我が国もパーソナルコンピュータや携帯電話等が普及し、さらなる高度情報化社会を迎えた。

パーソナルコンピュータは、1990年代に入り、ビジネスから家庭へと利用環境が拡大した。1993年にインターネットの商用サービスが開始され、さらに2000年頃にネットワークが高帯域化が進んだことから、インターネットの常時接続が可能となり、ユーザ数が飛躍的に増加した。その結果、パーソナルコンピュータは家庭における必須の情報端末となった。

また、我が国ではオーディオ・ビジュアル製品を中心にデジタル化が急速に進められた。薄型テレビ、デジタルスチルカメラ、デジタルビデオカメラ、DVD・HDDレコーダーなど、いわゆる「デジタル家電」と呼ばれるデジタル技術を応用した新しい家電製品は、世界市場においても高いシェアを獲得していった。

テレビ受像機では、1990年代後半から、薄型テレビが普及し、CRTテレビを駆逐した。カメラでは、フィルムに替わり、半導体素子を用いて映像を記録し、カラー液晶に表示するデジタルスチルカメラが登場し、さらにビデオ一体型カメラでも、デジタル化が進んだ。また、録画再生機では、記録メディアの進歩とともに、ビデオテープレコーダーからDVD・HDDレコーダー、さらに青紫色半導体レーザーによる高密度記録可能な光ディスクレコーダーへと製品の世代交代が進んだ。携帯音楽プレーヤーにおいても、1990年代にはMDプレーヤーが登場し、さらに2000年代に入り、フラッシュメモリーやハードディスクを搭載したものが登場した。

携帯電話網では、1990年代前半に音声通話がデジタル化され、2000年以降、回線が高帯域化されデータ通信サービスが拡充された。それとともに、利用者に高い利便性のあるサービスや多様なコンテンツを提供できるようになった。

このような流れの中、情報家電においては、製品の多機能化や機器間の相互接続が進み、コンピュータ、デジタル家電、通信機器などが競合・融合しつつ、さらに新たな市場が形成されることとなった。

パーソナルコンピュータは、地上波デジタル放送チューナーを搭載し、オーディオ・ビジュアル機能を充実させる一方、薄型テレビは、LAN端子を装備し、インターネットを通じて配信される動画等を視聴可能とし、両者の機能が近接するようになった。また、デジタルスチルカメラでは、動画や音楽の取扱いが可能になり、携帯電話機にはデジタルカメラやワンセグ放送の視聴機能が搭載され、携帯音楽プレーヤーやゲーム機においても動画の視聴が可能になる等、機器による視聴環境の垣根は低くなった。

ハードウェアは、サービスを提供するプラットフォームの重要な構成要素となり、情報家電の分野では、新たな機能やサービスを視覚的デザインとして体現した製品が登場し、意匠制度においてもこれまでにない物品や形状を備えた意匠が登録されるようになった。また、様々な製品に液晶が用いられ、液晶操作画面などもあらわれたことから、その反映として、部分意匠や画面デザインに新たな意匠の登録があった。

(1) パーソナルコンピュータ

パーソナルコンピュータは、家庭になくってはならないものとなり、1998年には、それまで灰色等の無機質な印象であった外観に、透光性を有する素材を用いた筐体が登場した。カラーバリエーションを充

実させたコンピュータは、室内のインテリアとして、若者や女性などにも受け入れられ、意匠登録出願においても、パーソナルコンピュータの外観が多様化した。この傾向は、周辺機器全般にも影響を与え、USB 機器、スキャナ、ジョイスティック等でも透光性を有する素材を用いた製品等が多数あらわれた。

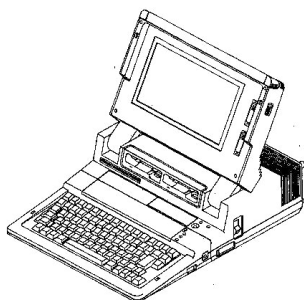
パソコン用ディスプレイでは、従来の CRT ディスプレイが液晶ディスプレイに置き換わり、筐体の厚みから開放されたことから、パーソナルコンピュータにおけるデザインの自由度が高まった。また、日本では住宅事情等からノート型パーソナルコンピュータの需要が高く、メーカーは液晶のメリットである薄型・軽量化を競ったことから、次々に新しい製品が開発された。

2003 年には地上デジタルテレビジョン放送が開始され、パーソナルコンピュータにもデジタルチューナーが搭載され、これに伴い、縦横比が従来のものより横長のワイド液晶の製品や高音質スピーカーを持つ製品などが登場した。

こうした活発な開発活動は、意匠登録においても、電子計算機及び関連分野の機器の意匠が多様化したことに現れている。

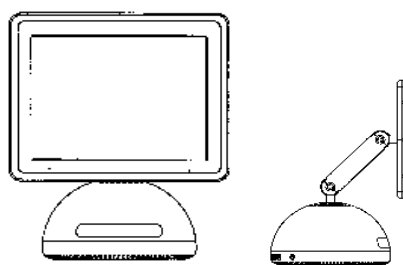
意匠登録第 910949 号（平成 2 年）携帯用表示機付き電子計算機

日本で初めてのカラー 8 色表示の TFT カラー液晶を搭載したノート型パーソナルコンピュータ。



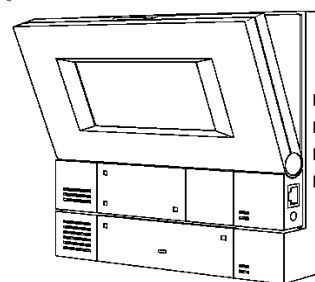
意匠登録第 1178843 号（平成 14 年）電子計算機

本体と液晶の間に可動する支持部があり、液晶ディスプレイを方向を変えることができる。



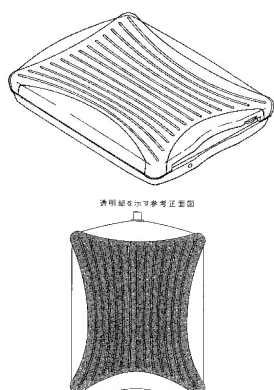
意匠登録第 1264923 号（平成 17 年）ホームネットワーク機器用リモートコントローラー

家庭内 LAN に接続されたネット家電、例えばエアコン、照明器具や冷蔵庫等を遠隔操作するためのものである。



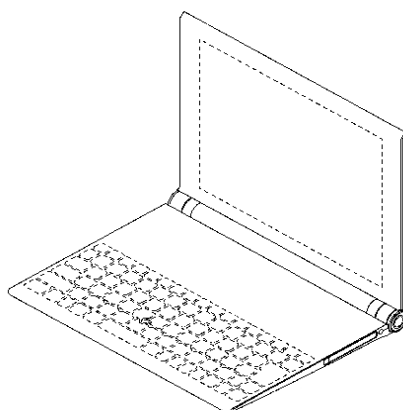
意匠登録第 1074111 号（平成 11 年）磁気ディスク記憶機

筐体の一部に透明な素材を用いた周辺機器である。



意匠登録第 1216916 号（平成 15 年）電子計算機

筐体にカーボンを使用するなどして薄型化・軽量化を図ったもの。



意匠登録第 1301949 号（平成 18 年）電子計算機



(2) テレビジョン受像器

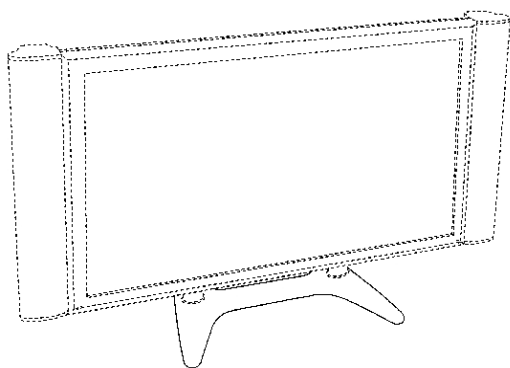
薄型テレビでは、ディスプレイ周辺部、スピーカー部やスタンド部分等がデザインの対象になり、また、操作はリモコンで液晶画面にアイコンを表示することなどから、画面そのもののデザインも重要になった。

薄型テレビ市場は、液晶テレビとプラズマテレビに大きく分けることができるが、いずれも低価格化・大画面化が進み、2005年頃からは、市場が重なりあう状態となった。また、新技術によってさらなる薄型化が進み、2007年に世界初の有機EL技術による薄型テレビが登場した。

意匠登録では、1995年までブラウン管型テレビ受像器が中心であったが、その後、パネル型テレビ受像機が増加し、ほとんどがパネル型テレビ受像機となった。また、部分意匠として、スピーカー部分やスタンド部分、液晶画面に表示されたアイコン部分等の特徴的なデザインについて意匠登録を受けたものもあった。

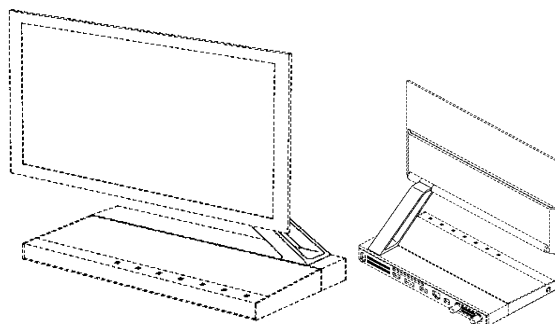
意匠登録第1137109号（平成13年）映像表示器

液晶パネル支持部が部分意匠出願されている。



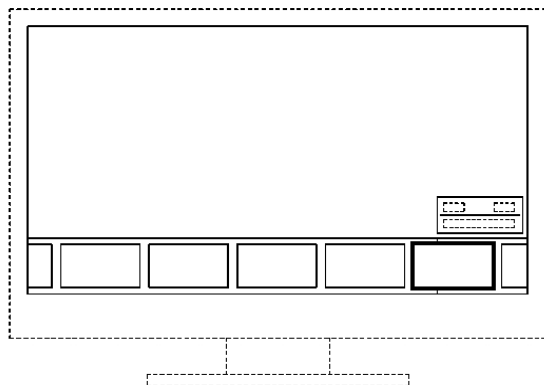
意匠登録第1327465号（平成19年）テレビジョン受像機

世界で初めての有機EL技術を用いた薄型テレビ。支持部が部分意匠出願されている。



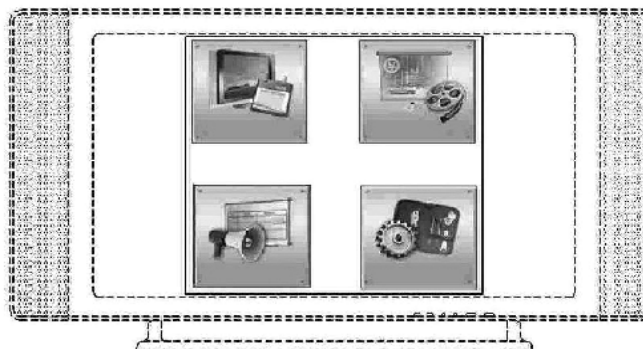
意匠登録第1348513号（平成19年）テレビジョン受像機

画面の一部に、同時刻に各局で放送されている番組を表示させ、興味のある番組があれば、その番組を選択して映像の切り替えができるもの。



意匠登録第1309589号（平成18年）テレビ受信機

画面上に各々固有の機能に関連付けられた4つアイコンが表示されており、アイコンが部分意匠登録されている。



(3) デジタルカメラ、ビデオ一体型カメラ

デジタルカメラは、CCD や CMOS などの光に反応する半導体素子を使って映像を電気信号に変換し、デジタルデータとして記憶媒体に記録する。1988 年から発売され、1995 年に普及型が登場した。背面にカラー液晶画面を採用し、撮った画像をその場で確認できることが特徴である。

2003 年頃から一眼レフカメラ型のデジタルカメラも低価格化が進み、一般に普及し始めた。また、多機能化も進み、1999 年に入って、本格的に動画を撮影することが可能な機種も登場した。

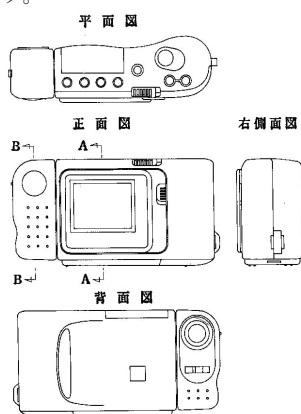
他方、ビデオ一体型カメラでも、1992 年に液晶画面付き家庭用ビデオカメラが発売され、翌年大ヒットし、一般化した。この液晶画面を見ながら撮るスタイルは、それ以降のビデオカメラの基本的な態様となった。

意匠登録では、1990 年代後半から 2000 年代前半にデジタルカメラ等の出願件数のピークがあった。デジタルカメラは、使用態様から大きさが決まり、機能的制約が強いことから、デザインの特徴が部分的になることもあり、部分意匠の登録がかなりあった。また、液晶表示部には、撮影した画像のみならず、各種機能に関する画像も表示することから、液晶表示部に表示される画像について部分意匠として意匠登録を受けたものもあった。

デジタルカメラ等の製品は、グローバルスタンダード化しており、また、市場における日本製品のシェアが高く、各国におけるデジタルカメラの意匠出願において、日本からの出願件数が多数あった。

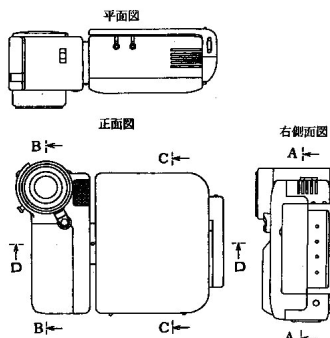
意匠登録第 950593 号類似第 4 号（平成 6 年）液晶表示画面付き電子スチルカメラ

世界で初めて背面に液晶パネルを装備し、撮影した画像をその場で確認できるようにしたデジタルスチルカメラ。



意匠登録第 892644 号類似第 1 号（平成 4 年）モニターテレビジョン受像機及びテープレコーダー付きテレビカメラ

4 型カラー液晶を内蔵し、本体部に回転機能を有するようにしたビデオカメラ。



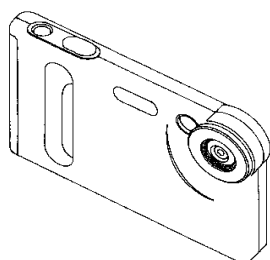
意匠登録第 1345261 号（平成 20 年）デジタルカメラ

一眼レフ型のデジタルカメラ。



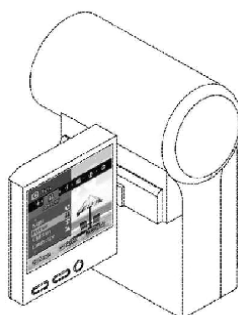
意匠登録第 1169581 号（平成 13 年）デジタルカメラ

全体形状をカード型とした薄型のデジタルカメラ。

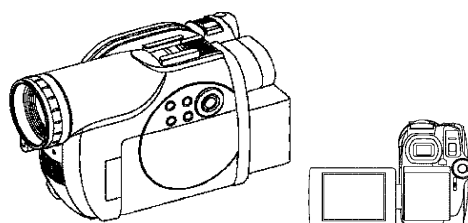


意匠登録第 1305193 号（平成 18 年）デジタルビデオカメラ

液晶部を部分意匠登録したもの。



意匠登録第 1243919 号（平成 16 年）デジタルビデオディスプレイ付きビデオカメラ



(4) 携帯音楽プレーヤー

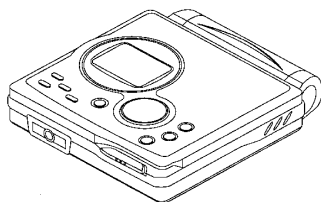
携帯音楽プレーヤーにおいては、CD プレーヤーに続き、1990 年代前半に記録メディアとしてミニディスク (MD) が登場し、その規格を元にした MD プレーヤーが登場した。1990 年代後半には、CD や MD などに代わってフラッシュメモリを搭載した製品が登場し、2000 年に入ると日本のメーカーも参入した。2001 年には、ハードディスクの小型化が進み、ハードディスクドライブを搭載した製品が登場した。ハードディスクドライブの容量は数 10GB に達し、多くの楽曲を持ち歩くことが可能となった。

記録メディアの大容量化と音声圧縮技術等のデジタル化の進展は、携帯音楽プレーヤーの小型化を促進し、デザインにおける自由度を拡げることとなった。また、携帯音楽プレーヤーは常時持ち歩くものであるから、ファッション性が重視され、意匠登録にも様々な意匠が存在したが、一番の人気商品となったのはシンプルなデザインであった。

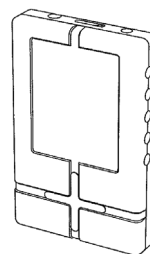
意匠登録第 934409 号 (平成 5 年) デジタルオーディオディスクプレーヤー



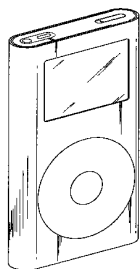
意匠登録第 1124569 号 (平成 12 年) デジタルオーディオディスクレコーダー
ミニディスクを搭載し、録音再生ができるもの。



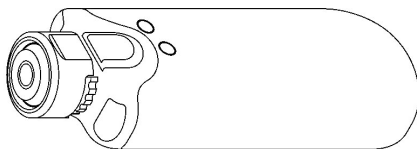
意匠登録第 1264286 号 (平成 17 年) デジタルオーディオプレーヤー



意匠登録第 1228217 号 (平成 16 年) 携帯型メディア再生機

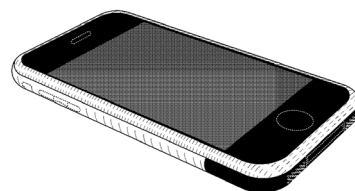


意匠登録第 1250918 号 (平成 16 年) デジタルオーディオデータプレーヤー
フラッシュメモリを搭載したもの。



意匠登録第 1326675 号 (平成 19 年) 携帯情報端末

正面にタッチスクリーンのディスプレイを有しており、ディスプレイにタッチすることで、操作を行うものである。



(5) 携帯電話機

1980 年代、携帯電話はアナログ通話で通信エリアも首都圏のみであったが、1990 年代に入り、回線のデジタル化・広帯域化とともに、サービスの充実と携帯電話機の高機能化が進み、これに併せて携帯電話機の意匠登録も増加した。

また、携帯電話機が普及してからは、海外メーカーの参入もあり、機能の競争からデザイン競争へと移行し、いわゆる「デザインケータイ」が登場するなど、デザインの出来不出来がシェアに大きく影響することになった。

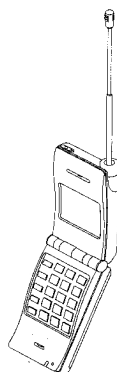
携帯電話機の形態は、1990 年代始めはストレートタイプが殆どであったが、1990 年代末頃に携帯電話からインターネット網への接続が可能となったことを契機に、表示画面の大きな二つ折りタイプが主流となった。また、メールやゲームのため、文字情報や画像を表示する液晶画面のカラー化・大型化が進み、携帯電話機が情報端末としての機能を持つようになった。

2000 年に入ると、携帯電話機にデジタルカメラが搭載され、カメラの配置位置やレンズの可動態様などに工夫を凝らしたデザインが登場した。2006 年にはワンセグ放送が開始され、これを受信することが可能な機種が登場し、液晶部分の回動の態様が多様化した。また他方で、二つ折りタイプにおける機能競争とは一線を画して個性的な外観を重視した携帯電話機が登場したり、筐体のカラーリングの多色化が進んだりするなど、市場の拡大とともに製品の多様化が進んだ。

これらの多機能化、デザイン重視の傾向は意匠登録にも反映されており、出願件数は 1990 年代前半から増加を続け、2000 年以降も一定数が出願されている。

意匠登録第 945569 号（平成 04 年）携帯無線電話機

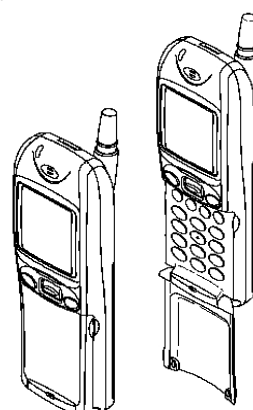
1993 年頃の初期の折りたたみ式のタイプ。この頃はストレート型が主流だった。



意匠登録第 985472 号（平成 07 年）携帯電話機
90 年代半ば頃のストレートタイプの携帯電話機。



意匠登録第 1103454 号（平成 12 年）携帯電話機
キーボードが隠れるフリッパータイプ。

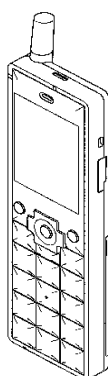


意匠登録第 1119715 号（平成 12 年）携帯電話機

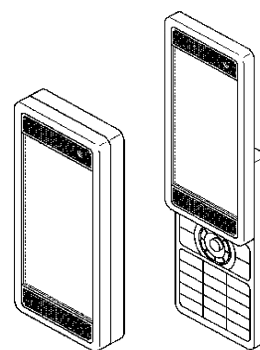
携帯電話で初めてデジタルカメラを搭載したもの。背面部にレンズを装備している。



意匠登録第 1192550 号（平成 15 年）携帯電話機
外観のデザインを重視したタイプ。

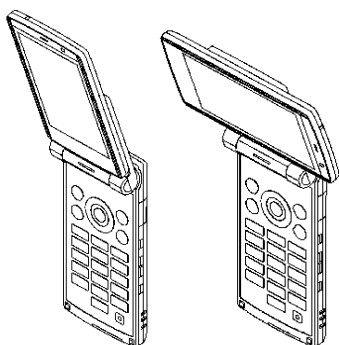


意匠登録第 1322961 号（平成 19 年）携帯電話機

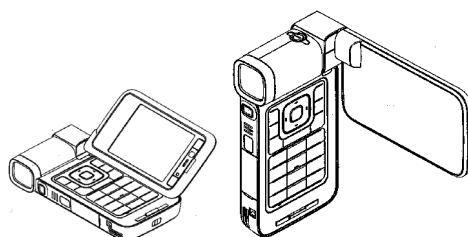


意匠登録第 1337152 号（平成 19 年）カメラ付き携帯電話機

液晶表示部が回転可能となっている。

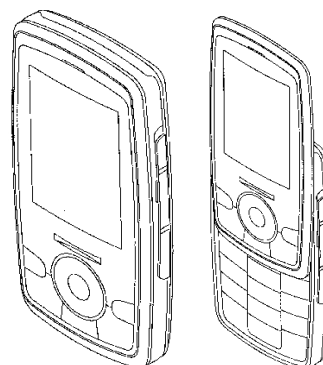


意匠登録第 1307755 号（平成 19 年）携帯電話機
海外メーカーから外国人出願されたもの。



意匠登録第 1320018 号（平成 19 年）携帯用電話機

海外メーカーから外国人出願された、もの。



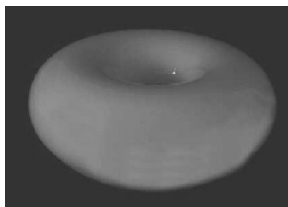
2 デザイン重視の家電製品

これまで家電製品の分野では、製品の機能・性能の向上や低価格化を目指した技術開発を中心に競争力を強化してきた。

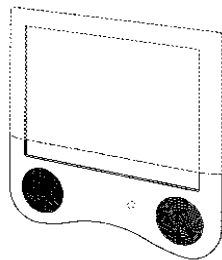
しかし、中国を初めとするアジア諸国の台頭や、早くからデザインを重視してきた欧米メーカーの製品が増え、外観を通じて機能や性能の違いを印象づける傾向が加速したことから、ブランド力を強くし、製品の付加価値を高めるため、戦略的なデザインの活用が重要となった。

たとえば、デザイン開発を著名なデザイナーに依頼し、企業の顔となるようなデザインで、製品の差別化が図られた。一方、インテリアショップ、直営店、通信販売、インターネットなどの家電製品の販路の多様化とともに、一元的な技術開発と価格競争から離れ、消費者のニーズを直接反映した、個性的なデザインも登場した。

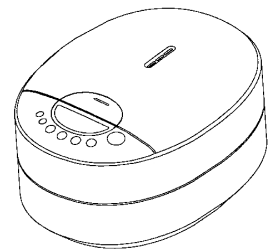
意匠登録第 1213358 号（平成 15 年）加湿器
柔らかな曲線によるデザイン。平面部中央が窪んでいる。



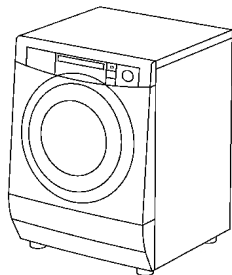
意匠登録第 1130838 号（平成 12 年）テレビ
ジョン受像機



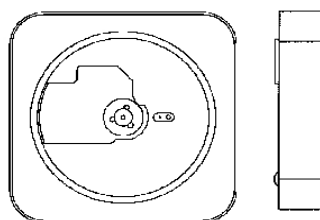
意匠登録第 1205084 号（平成 15 年）電気炊飯器



意匠登録第 1145552 号（平成 13 年）衣類乾燥機付き洗濯機
海外と国内の家電メーカーによる家電製品の相互供給・共同開発によるもの。2 社が共同出願人となっている。



意匠登録第 1142409 号（平成 12 年）コンパクトディスク用プレーヤー
壁掛け式の CD プレーヤーであり、実施物は紐を引っ張り、スイッチを入れる。



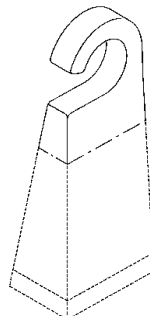
意匠登録第 1230974 号（平成 16 年）ラジオ受信機付きコンパクトディスクプレーヤー



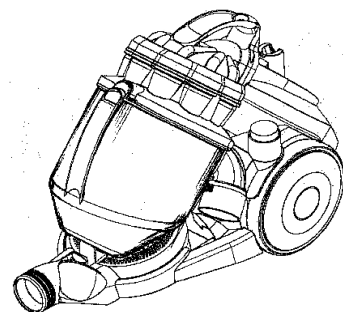
意匠登録第 1162623 号（平成 14 年）湯沸かし及び保温用電気ポット



意匠登録第 1340755 号（平成 20 年）手提げ照明具
光源として、LED を使用している。



意匠登録第 1172270 号（平成 14 年）電気掃除機本体
海外メーカーからの外国人出願。



3 ユニバーサルデザインによる製品

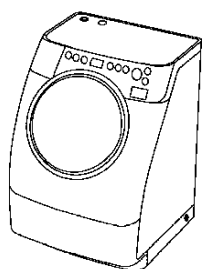
1985 年米国において、「あらゆる体格、年齢、障害の有無にかかわらず、だれもが利用できる製品・環境を創造する」というユニバーサルデザインが提唱された。日本においても同じ時期に、共用品・共用サービスというユニバーサルデザインと方向性を同じくする考え方が提唱され、「身体的な特徴や障害にかかわらず、より多くの人々が共に利用しやすい製品・施設・サービス」のコンセプトに基づくデザインの製品やサービスが提供され始めた。

ユニバーサルデザインに関連する市場の規模については、2005 年度の共用品市場規模に関する調査報告では市場規模が 2 兆 8,912 億円と推計されており、着実に拡大している。

このような流れは意匠登録にも反映され、幅広い分野でユニバーサルデザインを志向した意匠が登録された。ユニバーサルデザインに関連する製品では、製品の特定期位の改善もあり、部分意匠も多い。また、技術が特徴的な形態として現れている場合は、その技術的な形態について意匠登録しているものもある。

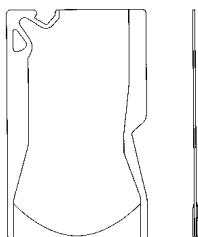
意匠登録第 1182557 号（平成 15 年）衣類乾燥機付電気洗濯機

ドラムを斜め 30 度に配置し、衣類の出し入れをやすく、節水を可能としている。



意匠登録第 1189595 号（平成 14 年）包装用袋

シャンプーや洗剤の詰め替え用の包装用袋であり、側面にくびれをつけ、詰め替え時にこぼれないようにしたもの。



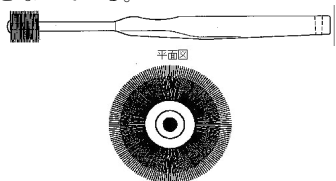
意匠登録第 1182798（平成 14 年）事務用マグネット

二本の指でつまむことにより、力を掛けずに、マグネットをはずすことができる。



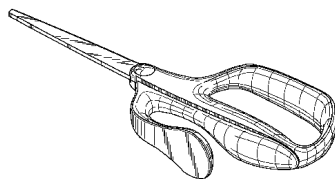
意匠登録第 1231194 号（平成 16 年）歯ブラシ

ハンドル先端側面部に長短凹凸ブラシを有し、平面部分にも長短のブラシを有する二重構造となっている。

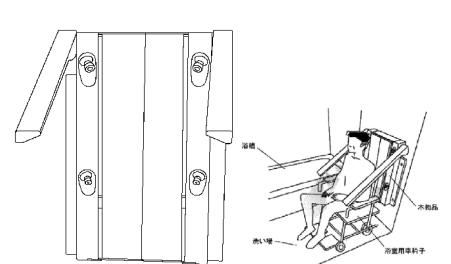


意匠登録第 1179308 号（平成 14 年）はさみ

ハンドル部をオープンにし、色々な握り方にも対応できるようにしたもの。

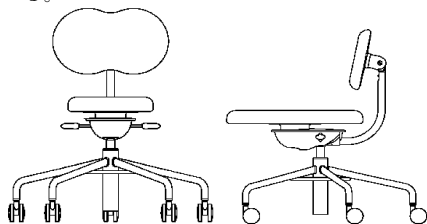


意匠登録第 1255853 号（平成 17 年）浴室用シャワー



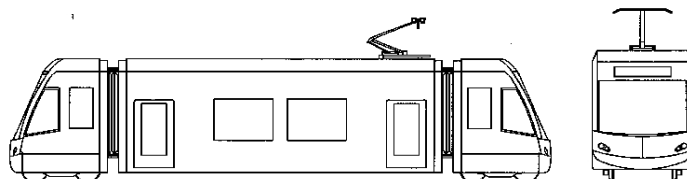
意匠登録第 1254860 号（平成 16 年）椅子

座面の上下調整操作部は、左右の両方にあり、どちらか手も届きやすい位置に配置され、上下どちらに動かしても操作が可能となっている。



意匠登録第 1113310 号（平成 12 年）路面電車

床の高さを低くして、乗り降りをしやすくしたもの。



4 ロボット

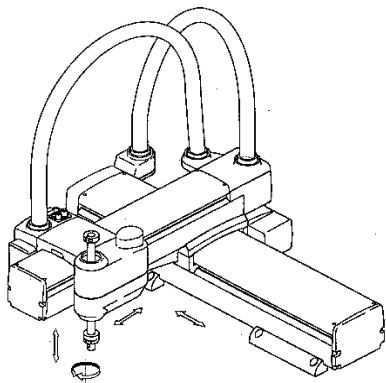
ロボットは、産業用ロボットと非産業用ロボットの2つに大別される。

最初の産業用ロボットは、1960年代前半の米国において登場した、スポット溶接で使用するプレイバックロボットである。我が国では、1960年代後半からロボットが使用された。1980年は、ロボット元年と呼ばれ、それ以降、本格的に普及し、我が国は最大の産業用ロボットの供給国かつ稼働国となった。その後、産業用ロボットは、多関節化し、コンピュータによる複雑な演算により、さらに人間に近い腕の動きが可能となった。意匠登録においても、様々なタイプが多数登録された。

非産業用ロボットにおいても、清掃、医療・福祉、災害対応、セキュリティなどの分野で人間の代わりに業務を行うサービスロボットが開発され実用化が始まりつつあり、活発な技術革新を背景に新たな市場の拡大が期待される分野となっている。また、人型ロボットや音声コミュニケーションするロボット等の開発が進められ、多様なデザインの製品が開発された。意匠登録においても、1990年代後半から、多様な外観を有するロボットの意匠が多くみられる。

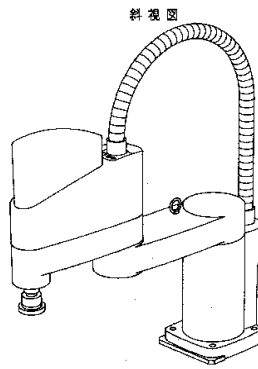
意匠登録第 1007198 号（平成 7 年）産業用ロボット

直角座標型産業用ロボットであり、精密部品の組立作業およびパレタイズ作業を行うものである。



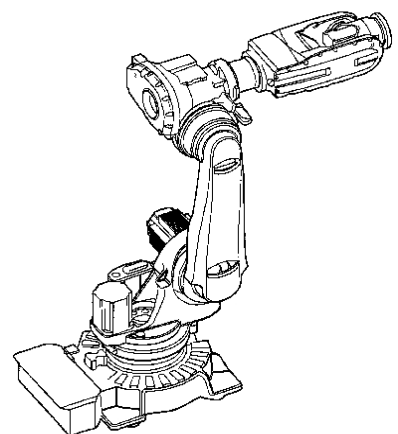
意匠登録第 926662 号（平成 5 年）工業用ロボット

水平多関節型のロボットである。



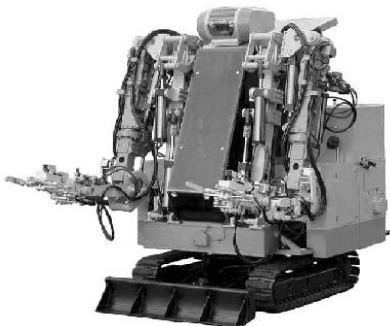
意匠登録第 1287483 号（平成 18 年）産業用ロボット

6 軸垂直多関節方のロボットであり。工場内で塗装やスポット溶接加工などの作業に使用される。



意匠登録第 1220412 号（平成 16 年）レスキュー作業用ロボット

主に被災地等の危険な場所での救助活動時に使用されるロボットである。

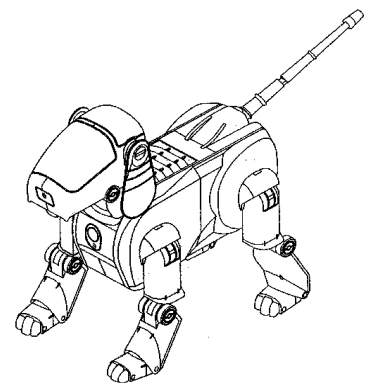


意匠登録第 1019892 号（平成 9 年）ロボット

自動車メーカーによって開発されたものであり、歩行機能の高さなどに特徴がある。

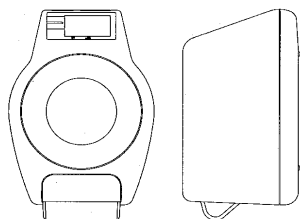


意匠登録第 1076843 号（平成 11 年）自立歩行ロボットおもちゃ



第3節 その他の意匠登録

意匠登録第 1140559 号（平成 13 年）血圧計
高齢者が自宅で簡単な操作で血圧を測ることができるもの。



意匠登録第 1192409 号（平成 14 年）乗用自動車
世界発の量産型ハイブリッド自動車。

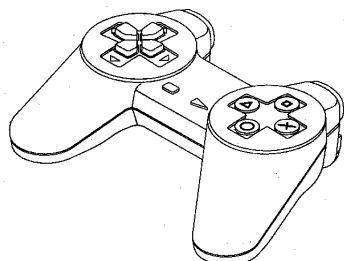


意匠登録第 1087081 号（平成 11 年）カメラ付き無線通信機

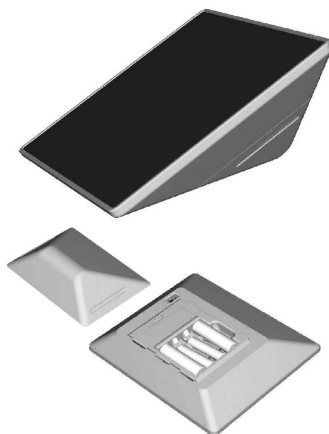
いつでもどこでも使用できるように、腕に巻き付けて使えるような、用途や使用環境に合わせたデザインとしたもの。



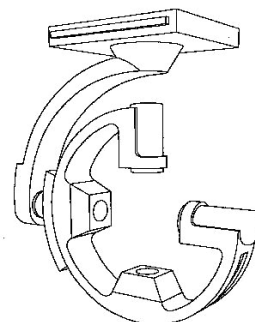
意匠登録第 952253 号（平成 6 年）ゲーム機
用操作機



意匠登録第 1295918 号（平成 18 年）太陽電池付き充電器

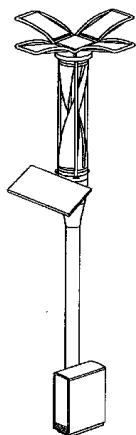


意匠登録第 980830 号（平成 7 年）医療用エックス線撮影機



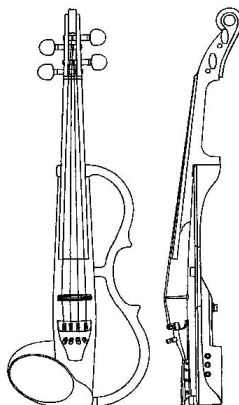
意匠登録第 1156207 号（平成 14 年）風力太陽光発電機

照明機器に発光ダイオードを活用し、太陽光発電と風力発電で全ての照明をまかなえる独立電源で稼働する。サボニウス型風車が採用されている。



意匠登録第 1009182 号類似第 2 号（平成 9 年）電気バイオリン

バイオリン用の部品をそのまま採用しつつ、軽量化と消音化を実現したもの。



第4節 意匠を巡る紛争

1 自走式クレーン意匠権侵害事件

（東京地裁平成9年1月24日判決（平成5（ワ）3966）知的財産関係民事・行政裁判例集29巻1号1頁，東京高裁平成10年6月18日判決（平成9（ネ）404）知的財産関係民事・行政裁判例集30巻2号342頁）

（1）事件の概要

本件は，株式会社加藤製作所が自走式クレーンを製造販売等する行為が，株式会社神戸製鋼所の自走式クレーン意匠（意匠登録第766928号）の意匠権を侵害するか否かが争われた事件である。

神戸製鋼所は，加藤製作所の自走式クレーンの意匠（イ号意匠）が本件意匠の要部を全て備えており，両意匠は類似し，加藤製作所が自走式クレーンを製造販売等する行為は本件意匠権を侵害するとして，製造販売等の差し止めと損害賠償を求めた。

東京地裁は，本件意匠権の侵害を認め，製造販売等の差止と1億4256万円の損害賠償を命じた。加藤製作所は東京高裁に控訴したが，東京高裁は，控訴を棄却し，4億5117万円の損害賠償金の支払いを命じる判決を下した。意匠権侵害訴訟としては，有数の高額賠償となった。

加藤製作所はこれを不服として，最高裁に上告したが，上告は棄却され，東京高裁の判決が確定した。

（2）両意匠の類否判断

東京地裁は，「本件意匠において看者の注意を惹く点即ち要部」を，1 箱体状のキャビンと，機器収納ボックスの各構成態様及び収縮・収納状態のブームの三者相互の配設関係，2 ブームの収縮・収納状態での構成態様並びに下部走行体及びキャビンとの配設関係，にあるとし，イ号意匠は「本件意匠の要部である構成を具備しているものであり，そのことによって看者に彼此混同を生じさせる共通の美感を与えているものであり，イ号意匠は本件意匠に類似する」と認めた。

東京高裁は，一般論として，「意匠の類否を判断するに当たっては，意匠を全体として観察することを要するが，この場合，意匠に係る物品の性質，用途，使用態様，さらに公知意匠にはない新規な創作部分の存否等を参酌して，取引者・需要者の最も注意を惹きやすい部分を意匠の要部として把握し，登録意匠と相手方意匠が，意匠の要部において構成態様を共通にしているか否かを観察することが必要である」と判示した。そして，本件意匠の要部について東京地裁と同様に認定し，控訴人の主張するウインチの位置及び形状，カウンターウエイトの存在及び形状は，本件意匠の要部を形成するものとまでは認められないとした。したがって，イ号意匠は「本件意匠の要部を具備するものであって，両意匠を全体的に観察した場合，看者に共通の美感を与えるものであり，イ号意匠は本件意匠に類似するものと認められる」とし，相違点は，「いずれも本件意匠の要部に関しない部分についてのもの，あるいは細部についてのものであって，右相違点によって，前記共通の美感を凌駕し，別異の美感をもたらすものとは認められない」と判示した。

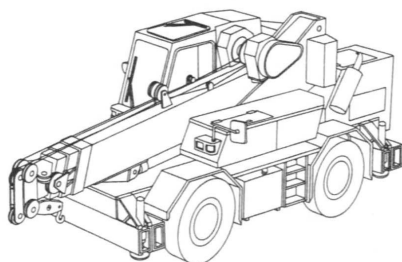
（3）賠償金額の算定

東京地裁は，本件意匠の実施に対して通常受けるべき金額は，イ号物件の定価に1.5パーセントの実施料率を乗じて算出するのが相当であるとした上で，1台の定価1800万円に販売台数528台（平成4年

12月までの販売台数)を乗じ、さらに実施料率0.015を乗じて計算式とし、平成3年12月から平成4年12月までを積算して、合計1億4256万円を原告の受けるべき実施料相当の損害額とした。東京高裁は、同様の計算式に基づき、平成5年1月から平成8年の1月までを加算して、合計4億5117万円を被控訴人の受けるべき実施料相当の損害額とした。

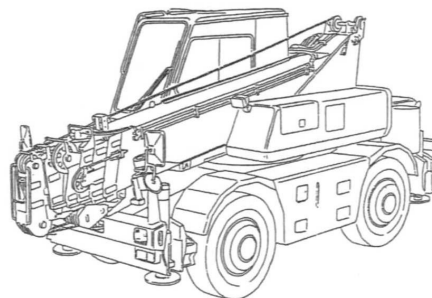
本件登録意匠

斜視図



イ号意匠

斜視図



2 化粧用パフ事件

(大阪地裁平成17年12月15日判決(平成16(ワ)6262)判例時報1936号156頁、大阪高裁平成18年5月31日判決(平成18(ネ)184)最高裁HP、最高裁上告棄却)

(1) 事件の概要

本件は、株式会社ラッキーコーポレーション(原告)が、株式会社サンファミリー(被告)の製造販売するゲルマニウムシリコンブラシ(イ号物件)の本体部分の意匠(イ号意匠)は原告の登録意匠(意匠登録第1187684号)に類似し、その製造販売は本件意匠権を侵害しており、製造販売の差止め及び損害賠償を請求したものである。本件登録意匠は、意匠に係る物品が「化粧用パフ」であり、そのブラシ部分(本体部分)について部分意匠として意匠登録を受けたものである。

いわゆる部分意匠の意匠権について侵害が争われた最初の事件であり、大阪地裁は、イ号物件全体について差止請求を認めるとともに、その損害額の算定にあたり、イ号物件全体に占めるイ号意匠の寄与度を考慮するとの判断が示された点が注目される。大阪高裁は原審の判断をほとんどそのまま採用し、最高裁への上告も棄却された。

(2) 部分意匠の類否判断

類否判断に係る争点は、「(1)イ号物件は本件意匠権に係る物品と類似するか」と、「(2)イ号意匠は本件登録意匠と類似するか」であった。侵害における部分意匠の類否判断として、(1)イ号物件全体としての物品が本件登録意匠の意匠に係る物品と対比の対象とされ、(2)イ号物件の本体部分の意匠(イ号意匠)が本件登録意匠(部分意匠)と対比の対象とされた。

大阪地裁は、(1)「物品の類否」については、「イ号物件は、その用途・機能において本件登録意匠に係る物品である「化粧用パフ」と類似するものというべきであり、仮に、その本体部分の意匠であるイ号意匠が本件登録意匠と類似するとすれば、上記の一般需要者に混同を生じさせるおそれがあるものというべきである」とした。そして、(2)「意匠の類否」については、「イ号意匠が、本件登録意匠の要

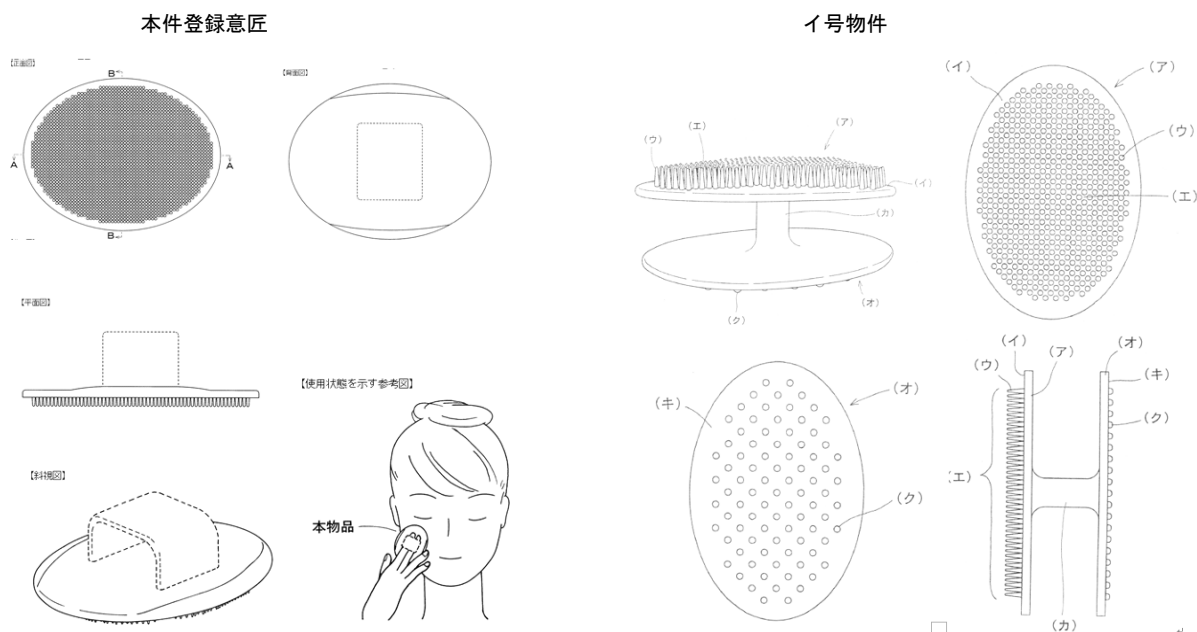
部形状・・・を具備」し、相違点は、「いずれも微細な点であり、看者に格別の注意を惹くものとはいえず、上記要部形状における共通点を凌駕してその類否判断に格別の影響を及ぼすものとはいえない」とし、したがって、イ号意匠は、本件登録意匠と類似するとした。

大阪高裁では、物品の類否について新たな主張があったが、「非類似の物品と認めることはできない」とされた。

(3) 部分意匠の意匠権侵害における損害額の算定

大阪地裁は、部分意匠の意匠権侵害における損害額の算定について次のように判示している。

「本件登録意匠は、意匠に係る物品の部分をもって意匠登録されているもの（部分意匠）であって、これと類似するイ号意匠はイ号物件の一部を構成するものにすぎない。したがって、本件意匠権侵害により原告が被った損害と推定される被告が受けた利益の額とは、イ号物件のうちイ号意匠に係る部分の製造販売により被告が受けた利益の額ということになるところ、その額は、同部分のイ号物件全体に占める価額の割合等を基準に、イ号物件全体の利益に対する同部分の寄与度を考慮して定めるべきである。そこで、同部分のイ号物件全体に占める寄与度を検討すると、イ号物件は、「根元から先端に向かってやや小径となる突起を有する板状」の部分と「半球状の突起を有する板状」とに分けられ、イ号意匠は、前者に係る部分のみであることその他の事情にかんがみ、寄与率は50%とするのが相当である。」



参考文献（第2部第7章）

- ・特許行政年次報告書 2000年版～2008年版 特許庁
- ・デザイン政策ハンドブック2007
- ・産業構造審議会 知的財産政策部会 第1回意匠制度小委員会 配布資料
- ・戦略デザイン研究会報告書 経済産業省製造産業局デザイン政策チーム 平成15年6月10日
- ・感性価値創造イニシアティブ ー第四の価値軸の提案ー 感性☆21報告書 経済産業省
- ・「次世代ロボットビジョン懇談会」報告書 経済産業省 平成16年4月
- ・ユニバーサルデザイン懇談会 ー第一次取りまとめー 経済産業省
- ・グローバル経済戦略 経済産業省 2006年4月
- ・平成19年度 意匠出願動向調査報告書 ーマクロ調査ー 特許庁 平成20年2月
- ・平成16年度 デザイン開発の側面から分析した技術動向の調査分析 報告書 特許庁 平成17年3月
- ・平成16年度 テレビ受像機に関する意匠出願動向調査 報告書 特許庁 平成17年3月
- ・特許懇 no.249 2008.5.21
- ・DESIGN PROTECT 1999 NO.37 / 2001 NO.51 / 2003 NO.60 / 2006 NO.71
- ・NIKKEI DESIGN 2000 5 / 2000 12 / 2001 2 / 2002 8 / 2005 9 / 2006 8 / 2007 3
- ・家電産業ハンドブック2008 財団法人家電製品協会
- ・情報家電ビジネス最前線 富士総合研究所編 工業調査会
- ・未来ねっと技術シリーズ 情報家電11 ーアプライアンスは次世代情報技術の主流になるー 電機通信協会
- ・家電批評monoqlo VOL.1
- ・情報通信アウトルック2007 ICTが創造する新時代 株式会社情報通信総合研究所編
- ・これから情報・通信市場で何が起ころのか IT市場ナビゲーター2007版 野村総合研究所
- ・デザイナーの証言, 50年! ニッポンプロダクト 監修 日本インダストリアルデザイナー協会
- ・ヒット商品を創るデザインの力 「ハイテク&ハイセンス」が企業ブランドを築く 喜多俊之
- ・デザインの現場 2008 6 vol.25 NO.159
- ・そばに置きたい デザイン家電 シンプルで素敵な家電の本
- ・デザイン家電 No.2 デザイン家電がある暮らし
- ・Real Design No.5 / No.8 / No.11
- ・ユニバーサルデザイン ー超高齢社会に向けたモノづくりー ユニバーサルデザイン研究会編
- ・ロボットハンドブック 社団法人日本ロボット工業会
- ・入門ビジュアルテクノロジー ロボットのしくみ 城井田勝仁
- ・ロボットが日本を救う 開発から40年のパイオニアが語るロボットの近未来 中山眞
- ・ロボットイノベーション 新産業のビジネスモデルを探る 石原昇・五内川拓史
- ・別冊ジュリスト NO.188 2007/11 商標・意匠・不正競争法判例百選
- ・グッドデザイン賞 <http://www.g-mark.org/library/index.html>
- ・財団法人産業デザイン振興会 <http://www.jidpo.or.jp/>
- ・日本を変えたプロダクト図鑑 ニッポンスタイル <http://www.nipponstyle.jp/modules/news/>
- ・消費者情報トレンドボックス 広告景気年表 電通総研
<http://www.dentsu.co.jp/trendbox/adkeizai/index.html>
- ・ユニバーサルデザイン・コンソーシアム <http://www.universal-design.co.jp/>
- ・財団法人共用品推進機構 <http://www.kyoyohin.org/>